

(一社) 日本労働安全衛生コンサルタント会 研修会等利用規約

本規約は、一般社団法人日本労働安全衛生コンサルタント会（以下「当会」という。）が主催する研修会及び講習会（以下「研修会等」という。）の受講を希望する者（以下「受講者」という。）が、研修会等を受講するにあたり、当会との間の契約条件等について定めるものです。

(適用範囲)

第1条 本利用規約は、研修会等の受講者と当会との関係に適用されます。

(申込み)

第2条 受講者は、本規約のすべての内容に同意したうえで、当会指定の書式（以下「受講申込書」という。）により申込みをいたします。

- ② 受講者は、受講申込書に氏名、住所、電話番号その他当会が指定する事項について、正確かつ最新の情報（以下「登録情報」という。）を記入しなければなりません。登録情報が不正確であることにより受講者に生じた損害について、当会は一切の責任を負いません。
- ③ 受講者が、勤務先等の所属企業等を通じて研修会等に申し込む場合、所属企業等と各受講者は連帯して本規約に基づく義務を負うものとします。

(申込みの承諾)

第3条 受講者からの申込みについて、当会は当会の基準により受講の可否を判断し、これを認める場合には、受講者に対し受講を承諾する旨及び受講料の支払方法を電子メール等によって通知します。当該通知に基づき、受講者からの受講料の入金を当会が確認したことをもって当会と受講者との間に研修会等の受講に関する契約（以下「本契約」という。）が成立するものとします。

② 当会は、受講者が次の各号のいずれかに該当する場合は、その申込みを認めないことがあります。なお、当会はその判断に関する理由を開示する義務を負わないものとします。

- 1 当会所定の方法によらずに研修等の申込みを行った場合
- 2 登録する情報の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れがあった場合
- 3 本規約に違反するおそれがある場合
- 4 過去に本規約に違反した者又はその関係者である場合

5 その他当会が申込みを妥当でないと判断した場合

(受講料)

第4条 研修会等の受講料は、当会指定した期日までに当会の指定した口座にお振込みください。振込み手数料は受講者の負担でお願いいたします。

(受講者の変更)

第5条 受講者が出席できない場合、お申し込みされた研修会等への他の方の出席を認めます。その際には、研修会等の開始される日の前日（土日祝日、年末年始を除く当会の営業日 9:00～17:00）までに事務局に連絡してください。

② 前項の代わりに出席された方の場合においても第3条を準用するものとします。

(キャンセル)

第6条 受講に関する契約の成立後、受講者の都合により受講を中止する場合、又は受講者側で生じた事由（天災地変等の不可抗力の場合を除く。）により、受講が不可能になった場合には、以下のキャンセル料を請求させていただきます。（日数のカウントには土日祝日を含みます。）

・開催日の4日前まで：受講料の100%

なお、開催日の5日前までにキャンセルの通知がある場合は振込手数料を差引受講料を返還いたします。

(研修会等の中止)

第7条 受講者総数が所定の人数に達しない場合や、天災地変等やむを得ない理由により、開催中止となる場合があります。その際には、受講料を全額返金いたしますが、それ以外の受講者に生じた損害の補償の責任は負いかねます。

(講義内容に対する権利)

第8条 受講者は、研修会等の講義内容をいかなる方法においても第三者に対して、頒布、販売、譲渡、貸与、修正等を行ってはならないものとします。また、受講者は講義内容の撮影・録画・録音を行ってはならないものとします。

(著作権等の知的財産権)

第9条 研修会等の受講において受領したテキスト等の著作物（以下「本著作物等」という）に関する著作権及びその他知的財産権（以下「著作権等」という。）は講師又は当会に帰属し、受講者が当会の事前承諾を得ずに、例えば次の各号に示すような著作権等を侵害する

全ての行為を禁止します。

- 1 本著作物等の内容を、無断でイントラネット等に掲載したり、インターネットを通じて配布・送信する行為
- 2 本著作物等の内容を、引用の範囲を超えて自己又は第三者の著作物に掲載する行為
- 3 私的利用の範囲を超えて、本著作物等を複製・改変等して第三者に開示・配布する行為
- 4 講習会で講師が“話す”(=口述) ことによって表現されたものは、「言語の著作物」(著作権法第 10 条 1 項 1 号)として著作権法で保護される著作物となり、これを文書化して、第三者へ配布する行為
- 5 その他、本著作物等の著作権及び知的財産権を侵害する行為

- ② 前項第 2 号の行為において、本著作物等を引用する場合は当会の許可が必要となります。

(登録情報等の使用)

第 10 条 当会の個人情報保護方針等に従い、登録情報及び受講者が研修会等を受講する過程において、当会が知り得た情報は、本人の同意なしに第三者への提供をいたしません。また、研修会等の実施・運営(受講者名簿の作成、アンケートの集計及び分析)並びに当会からの情報提供の目的の範囲内に限った利用を行い、その他の目的には利用しません。

(反社会的勢力の排除)

第 11 条 受講者および当会は、自ら及びその役員が、反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずるものをいう。以下同じ。)に該当しないこと、及び将来も該当しないことを表明及び保証するものとします。また、相手方が反社会的勢力に該当した場合、何ら催告を要せず、本規約その他締結した全ての契約を解除することができるものとし、これにより解除者に損害が生じた場合には、相手方が賠償するものとします。

(オンラインセミナー規約の追加適用)

第 12 条 オンラインセミナーとは、WEB 会議の仕組みなどを用い、パソコン等を通じて、集合せずに受講できるセミナーを指します。

- ② 研修会等の実施方法がオンラインセミナーに該当する場合、オンラインセミナー規約が追加で適用されます。

(協議事項)

第13条 本規約に定めのない事項について問題が発生した場合は、妥当な解決を図るべく受講者と当会において協議し、誠実に処理するものとします。

(規約の変更)

第14条 当会は、本規約を必要に応じて変更することができるものとし、当会により変更された本規約は、当会のホームページ等に掲載された時点で、効力を発し、以後当該変更された本規約が受講者に適用されるものとします。

附則

(2020.9月制定)

(一社)日本労働安全衛生コンサルタント会
オンラインセミナー追加規約

(適用範囲)

第1条 オンラインセミナー規約(以下「本規約」という)は、研修会等の実施方法が、オンラインセミナーに該当する場合に、研修会等利用規約に追加して適用されます。

(オンラインセミナー)

第2条 オンラインセミナーとは、各社の提供するオンライン配信システムを用い、パソコン等を通じて、集合せずに受講できる研修会等を指します。

(受講環境等)

第3条 オンラインセミナーを受講するために必要なパソコン等の機材、通信環境・設備の整備、ソフトウェアのダウンロードやパソコンの設定、ネットワークの管理は、受講者の負担及び責任においてご用意ください。受講環境等の整備に伴い生ずる費用、受講環境等に関して生じた損害について当会は責任を負いません。

(オンラインセミナーの利用)

第4条 受講者は、同時に1台のパソコン等でのみ、オンラインセミナーを受講することができます。

(不正利用停止等)

第5条 当会は、受講者が同時に2台以上のパソコン等で受講し、もしくはその可能性が高いと判断した場合、又はその他当会が不正と判断した行為が発見された場合、受講を停止

させることがあり、受講者は予めこれを了承するものとします。

- ② 前項により、当該受講者がオンラインセミナーを受講できず、これにより損害が発生しても、当会は、当該損害が当会の故意または重過失によるものでない限り、一切責任を負いません。

(本人確認)

第6条 受講者の本人確認をする場合がありますので、協力してください。

(受講確認)

第7条 受講者はオンラインセミナーの講義時間に席を立たずに聴講することが原則です。やむを得ず離席の必要があるときはメールにてその時間帯と理由をお知らせください。当会が受講記録や受講証明を発行するオンラインセミナーの場合、研修時間中に受講確認を行うことがありますので、協力してください。

(禁止行為)

第8条 受講者は、次の各号のいずれかに該当する行為を禁止します。

- 1 当会又は第三者の知的財産権、肖像権、プライバシーの権利、名誉、その他の権利または利益を侵害する行為
- 2 オンラインセミナーの利用形態を超えて利用（複製、送信、転載、改変等の行為を含むが、これに限られない。）する行為
- 3 同時に二台以上のパソコン等でオンラインセミナーを利用する行為
- 4 当会が定める一定のデータ容量以上のデータを、オンラインセミナーを通じて送信する行為
- 5 当会によるオンラインセミナーの運営を妨げるおそれのある行為
- 6 オンラインセミナーの信用を棄損する行為
- 7 オンラインセミナーの利用の権利を無断で第三者に貸与、譲渡、名義変更、売買等する行為
- 8 他の受講者または第三者を受講者になりすます行為
- 9 オンラインセミナーの録音、録画、撮影、その他複製行為
- 10 当会が予定していない態様にてオンラインセミナー内で宣伝、広告、勧誘又は営業をする行為
- 11 犯罪に関連する行為
- 12 公序良俗に反する行為
- 13 その他、当会が不適切と判断する行為

(委託)

第9条 当会は、当会の責任において、オンラインセミナーのサービス提供の一部を第三者に委託することができるものとします。この場合、委託先には当規約において当会が負担するのと同じ義務を課すものとします。

(免責事項)

第10条 当会は、オンラインセミナーの講師、開始時刻、終了時刻及び所要時間等の変更をすることがあります。

② 当会は、オンラインセミナーの提供にあたり相当の安全策を講じるものの、受講者のインターネット回線の状況、パソコン等環境、その他予期せぬ理由により、オンラインセミナーの中断、速度低下、障害、停止、利用不能もしくは中止等の事態等が発生した場合または受講者の機器の故障もしくは損傷が生じた場合も、これによって受講者に生じた損害について、一切責任を負わないものとします。

③ オンラインセミナー実施中に、当該通信手段のチャット機能などを通じて講師から送られてきたファイルを受信する場合、または URL を開く場合、すべて自己責任にてお願いいたします。これらが原因となつてのウィルス感染などの損害に対して、当会は一切の責任を負わないものとします。

④ 受講者は、当会がオンラインセミナー研修の品質向上のため、当会が録音または録画を行う場合があることに同意するものとします。

附則

(2020年9月制定)